

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K00006

研究課題名（和文）意思決定能力を持たないと判断される人の「最善の利益」の構成要素の更なる解明と考察

研究課題名（英文）Further clarification and consideration of what constitutes the best interests of an incompetent person

研究代表者

鈴木 晴香（日笠晴香）（HIKASA, Haruka）

岡山大学・ヘルスシステム統合科学学域・講師

研究者番号：50724449

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：対応能力を欠く人にとっての「最善の利益」に関して、(1)保持する能力や機能の状態に応じた利益の多様な意味内容と、従来の代理決定基準の理論的枠組における「最善の利益」の構成要素を捉える異なる文脈、(2)対応能力を欠く人の現在の選好を、客観的な判断に基づく最善の利益よりも優先し得る範囲、(3)認知症の人のケアに関わる人が、認知症の人の医療ケア等の意思決定において、配慮した要素とそのなかで重視したものを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、対応能力を欠く人の保持する能力や状態を踏まえて、意思決定における本人の利益の要素を検討し、それらの構成要素のうち何が優先されるかの理論的根拠を明らかにした。これにより、生命倫理学の従来の代理決定基準の枠組みを再構築することに寄与し得る点で学術的意義がある。また、実践的検討をふまえた理論的考察により、対応能力を欠く人の「最善の利益」にかなう臨床的な意思決定プロセスのモデル構築に資する点で、社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：The study considered the ‘best interests’ of the incompetent person and clarified the followings; (1) the various semantic contents of interests according to the status of retained abilities and functions, and the different contexts in which the components of ‘best interests’ in the theoretical framework of general surrogate decision-making standards are captured, (2) the extent to which the current preferences of the incompetent person can be given priority over the best interests based on objective judgments, (3) the factors which people involved in the care of people with dementia have considered and emphasized in medical care and other decision-making for people with dementia.

研究分野：生命倫理、臨床倫理

キーワード：意思決定 最善の利益 自律 選好 代理決定基準 認知症 遷延性意識障害

1. 研究開始当初の背景

生命倫理学において、意思決定能力を持たないと判断される(対応能力を欠く)人の「最善の利益」を目指すことは重要な目標となっている。しかし、その場合に何が「最善の利益」であるかに関しては必ずしも明確ではないと指摘されており(Hope 2009 等)、本人にとっての利益を構成する要素としては、自律尊重、主観的な経験的利益、家族への配慮、医学的評価を中心とした利益等が多様に論じられており、一義的ではない。

その一方で、利益を構成する要素のうちの何が優先されるかに関して、従来一般的な代理決定基準によれば、事前の自律的意思決定を尊重し、それがなければ本人の意思を推定し、推定できなければ一般的評価に基づく利益を尊重する必要がある。しかし、本人の事前の自律的意思決定を尊重することと現在の経験的利益を確保することが対立する場合に、どちらが優先されるかに関しては明確ではない(Beauchamp and Childress 2019 等)。また近年、現時点での本人の選好や感情の能力等に基づいて主体性を重視する議論も蓄積されつつあるが、それらの能力が意思決定においてどの程度の効力や優先性を持つかは未だ十分に議論されていない。

このように、対応能力を欠く人の「最善の利益」が何であるかは、依然として重要な課題であり続けている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、対応能力を欠く人の保持する諸能力や意識の有無等を踏まえた上で、対応能力を欠く人の意思決定において本人の「最善の利益」がいかなる要素によって構成されるかを解明し、それらの構成要素がどのように位置付けられ、何が優先されるかの理論的根拠を明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者が中心的に行う文献研究を通じた理論的考察と、意思決定の関係者との意見交換と研究分担者が中心的に行う聞き取り調査を通じた実践的検討とにより、以下の3つの側面から取り組む。

(1) 対応能力を欠く人にとっての「利益」の要素と「最善の利益」概念の精査

生命倫理学の文献研究を通して、対応能力を欠く人にとっての現在の利益に関する先行研究の議論から、利益の要素がどのように捉えられるかを検討する。また、従来代理決定基準の理論的な枠組みにおいて、本人の「最善の利益」概念がどのように捉えられるかを検討し、最善の利益の意味内容を精査する。

(2) 対応能力を欠く人の「かつての自律」や「現在の主体性」を尊重する理論の検討

(1)と連関する理論的基礎として、対応能力を有する人の意思決定における自律尊重の具体的な意味内容や、自律尊重の理論的根拠を考察する。生命倫理学における従来の「自律尊重」を再検討する近年の自律理論も検討する。また、対応能力を欠く人の現在の選好や感情能力等によって対応能力を欠く人の現在の主体性を尊重する理論の意義と課題を検討する。

(3) 専門職者と家族への聞き取り調査と関係者との意見交換

対応能力を欠く人のケアに関わる専門職者や家族への聞き取り調査を行い、対応能力を欠く人の意思決定の現状と課題、意思決定における本人の「最善の利益」に関する関係者それぞれの捉え方の重なりや相違を把握する。また、意思決定に関する研究会等において、患者・家族・医療ケア従事者・成年後見人・ケア施設経営者・行政担当者等の多様な立場の人との意見交換を継続する。これらにより、臨床に即して(1)、(2)から得られる理論の妥当性を検討する。

以上の(1)、(2)、(3)を合わせて、対応能力を欠く人の意思決定において本人の「最善の利益」の構成要素がどのようなものか、それらの要素がどのように位置付けられ、何が優先されるか、理論的根拠を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 対応能力を欠く人にとっての「利益」の要素と「最善の利益」概念の精査

対応能力を欠く人にとっての現在の利益に関する先行研究の議論において、現在の身体的・経験的利益を重視する理論と、現在の選好や価値を重視する理論とがあり、これらを比較検討した。これにより、先行研究の議論において、例えば、遷延性意識障害状態、重度の認知症状態、中等度の認知症状態等に関して、本人が保持する能力や機能の状態の相違をカバーし得る基準があるわけではないことが把握された。

また、従来代理決定基準の理論的な枠組みでは、本人の「最善の利益」概念がどう捉えられているかを検討することによって、「最善の利益」の構成要素を捉えるふたつの文脈が把握された。第一に、対応能力を欠く人のかつての(対応能力を有する時点での)自律的な意思決定や価値に関する情報が利用できない(それらが十分でないか不明な)場合に適用される「最善の利益」基準の文脈である。第二に、対応能力を欠く人のかつての自律的な意思決定や価値に関する情報が利用できる(それらがはっきりわかっている)場合であっても、それらに従った選択によって侵害され得るような、現在の本人の「最善の利益」を捉える文脈である。

さらに、最善の利益を捉える後者の文脈では、本人の「最善の利益」の構成要素は、生命の維持、苦痛にまさる利益としての素朴な喜び、現在の選好、関係性の中で捉えられるウェルビーイング、個人の生活様式やこれまでの経歴をふまえた現在の医学的な判断に基づく最善等の、様々な要素として議論されており、また、それらの要素が従来の代理決定基準においてどのような優先性を有すると位置づけられるかに関しても多様な議論があることがより明確にされた。この研究成果は学術研究会において発表した(5 . 主な発表論文等〔学会発表〕6 番目)。

(2) 対応能力を欠く人の「かつての自律」や「現在の主体性」を尊重する理論の検討

対応能力を欠くと判断される人の意思決定において重視される要素を考察するための理論的基礎に関連して、対応能力を有すると判断される人の自律尊重の具体的な意味を考察した。これにより、一貫した価値に基づく意思決定の尊重だけでは、新たな状況や状態に直面して変化し得る価値や、それまでの価値とは矛盾し得るが本人にとって重要な関心に基づいて行われる選択に対応するのが困難であり、多くの問題点があることを提示した(5 . 主な発表論文等〔図書〕1 番目)。

また、特に認知症の人の意思決定における本人の事前の自律的意思決定(事前指示)の有効性に関する議論や、自律的意思決定とアドバンス・ケア・プランニング(ACP)の意義と課題をめぐる議論を検討した。これにより、ACP における意思決定の課題を検討するとともに、対応能力を有する時点での自律的意思決定や価値が、対応能力を欠く状態の本人の意思決定においてどのような重要性を持ち得るかを考察した(5 . 主な発表論文等〔雑誌論文〕)。これらの考察から、従来の代理決定基準に関する先行研究の議論では、対応能力を欠く人の保持する能力や状態によって、本人が対応能力を有した時点での自律的意思決定や価値が優先的に尊重される場合と、それらよりも客観的・一般的な判断に基づく最善の利益が優先的に尊重される場合との区別が暗に前提されていること、しかしながらその前提については必ずしも明示的に論じられていないことが把握された。

さらに、(1)の考察と相互に関連しつつ、対応能力を欠くと判断される人の現在の選好を尊重する主要な先行研究の理論を比較検討することで、現在の選好を尊重することの理論的根拠と、その選好を尊重し得る条件や範囲を考察した。これにより、対応能力を欠く人の現在のある程度安定して表明される選好を尊重した意思決定の必要性を提示した(5 . 主な発表論文等〔図書〕2 番目)。またこれをふまえて、そのような現在の選好が、本人の経歴や生活様式をふまえた上で医学的に判断される最善の利益と相違する場合に、本人の選好を優先し得る範囲を考察した。

(3) 専門職者と家族への聞き取り調査と関係者との意見交換

対応能力を欠く人の関係者として、認知症の人のケアに関わる専門職者と家族への聞き取り調査を実施した。研究当初は、認知症の人と遷延性意識障害状態の人の関係者への聞き取り調査を実施する予定であったが、COVID-19 の影響により、遷延性意識障害状態の人のケアに関わる専門職者や家族への聞き取り調査はできなかった。認知症の人の主体性の尊重を中核とするケアを実践し、看取りまでを行う施設の専門職者と、認知症の人の家族への聞き取り調査を通して、対応能力を欠く人の意思決定の現実の課題を把握した。専門職者や家族がそれぞれ、対応能力を欠く以前に本人が表明した価値や考え方を尊重すること、本人の現在の主体性を尊重すること、専門職者や家族が判断する本人の経験的な利益を保護することについてどのように考えているかを理解することができた。

このうち、特に、認知症の人のケアに関わる専門職者への聞き取り調査の内容分析を進め、専門職者が医療ケアやその他の意思決定において、認知症の人に関連するどのような要素に配慮し、何を重視してかわったかを検討した。これにより、専門職者は、認知症の人の現在の価値や振る舞いを重視しながら、能力や人生で培われてきた強みを引き出そうとしていること、また、認知症の人の過去と現在のつながりを考えながら、認知症の人と家族とが関係性を維持することや、多職種間での連携に配慮していることが明らかになった。この研究成果を学会において発表し(5 . 主な発表論文等〔学会発表〕1 番目)、理論的に明らかになった研究成果の妥当性を考察した。

また、意思決定に関する研究会等において、患者・家族・医療ケア従事者・成年後見人・ケア施設経営者・行政担当者等の多様な立場の人との意見交換を継続的に行った。これを通して、実際の医療ケアの場面での対応能力を有する人の意思決定プロセスや、対応能力を欠く人の意思決定における自律尊重の現実的な状況と、本人の利益の捉え方に関する情報収集を行い、その課題を把握した。

以上の(1)、(2)、(3)をふまえて、対応能力を欠く人が現在もある程度安定して一貫した価値や選好を示す能力を保持している場合には、本人の固有性や主体性をより重視する観点に立つならば、本人の生活様式や経歴等もふまえて判断される医学的・一般的な最善の利益に大きく外れない限りにおいて、現在の本人の価値や選好を尊重した意思決定が本人にとっての最善と考えられ得ることを明らかにした。この成果をシンポジウムにて発表し(5 . 主な発表論文等〔学会発表〕4 番目、5 番目)、医療ケア専門職者や様々な専門分野の研究者等とディスカッションを行い、本研究成果の意義と今後の展開に関する課題を確認した。

本研究での理論的考察を通して、先行研究の議論において、しばしば重度の認知症状態や遷延性意識障害状態の場合には生命の維持が本人の利益とはなり得ないことに言及されているが、その理論的根拠は必ずしも詳細に論じられていないことが把握された。また、そのような言及は、本研究での実践的検討から得られた内容と必ずしも合致するわけではなかった。そのため、対応

能力を欠く人の主体性をどのようにして尊重し得るのか、また、生命の維持が本人にとっての利益となるか否かはどのような要件から論じ得るのかを更に考察する必要があることが課題として明確になった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 日笠晴香	4. 巻 44
2. 論文標題 ACPの目標と本人の死生観	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 看護展望	6. 最初と最後の頁 16 20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 工藤洋子、日笠晴香
2. 発表標題 認知症の人のケアに携わる専門職者の意思決定に関するかかわり
3. 学会等名 第11回日本在宅看護学会学術集会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 宮林幸江、小野木弘志、戸田恭子、工藤洋子
2. 発表標題 配偶者・親・祖父母の看取り後に表出された遺族の自責
3. 学会等名 日本老年臨床心理学会第4回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 工藤洋子、木村涼子
2. 発表標題 高齢者の「迷惑をかけたくない」意識に関する文献検討
3. 学会等名 第41回日本看護科学学会学術集会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 日笠晴香
2. 発表標題 意思決定能力を持たないと判断される人の「最善の利益」の要素と対立問題の考察
3. 学会等名 シンポジウム「意思決定能力を持たないと判断される人にとっての「よい選択」を考える」(基盤研究C(19K00006)主催、令和3年度岡山大学次世代研究拠点形成支援事業(「老年文学」の研究拠点形成)共催)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 工藤洋子
2. 発表標題 認知症の人のケアに携わる専門職とその家族の意思決定に関するかかわり
3. 学会等名 シンポジウム「意思決定能力を持たないと判断される人にとっての「よい選択」を考える」(基盤研究C(19K00006)主催、令和3年度岡山大学次世代研究拠点形成支援事業(「老年文学」の研究拠点形成)共催)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 日笠 晴香
2. 発表標題 対応能力を欠くと判断される人にとっての「最善の利益」の要素に関する考察
3. 学会等名 京都生命倫理研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 宮林幸江、工藤洋子
2. 発表標題 Grief Care : Content Analysis of "Farewell Letters" (2)
3. 学会等名 The 6th International Nursing Research Conference of World Academy of Nursing Science
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 日笠晴香	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 180
3. 書名 清水哲郎・会田薫子・田代志門編『臨床倫理の考え方と実践』（担当： アドバンスト編 1「本人の意思を尊重すること - 「自律」・「自己決定」再考」）	

1. 著者名 日笠晴香	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 462
3. 書名 加藤泰・小島毅編『尊厳と社会（下）』（担当：第2章「認知症患者の尊厳と医療ケアの意思決定 自律尊重と利益保護をめくって」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	工藤 洋子 (KUDO Yoko) (70438547)	東北福祉大学・健康科学部・講師 (31304)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------